

同意確認書

様式 8

年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会 御中

被保険者 住所

(同意人) 会員名

代表者名 (印)

私は、貴会が共栄火災海上保険株式会社と締結する「鳥インフルエンザ経営再建保険」において、「鳥インフルエンザ経営再建保険取扱要領（以下「取扱要領」という。）」特則1に定める対象農場について、下記の取扱いを行う事に同意します。

記

1. 対象農場

農 場 名	所 在 地

2. 保険の効力が発生する時期

(1) 既加入農場（前保険契約に加入している農場）

ア 家畜伝染病予防法第16条に基づく殺処分命令を受け、保険始期日時点において都道府県知事による経営再開の許可を受けていない鶏舎を有する農場（発生農場）の場合は、都道府県知事により当該農場の経営再開が許可された日から保険の効力が発生するものとする。

イ 保険始期日時点において家畜伝染病予防法第32条に基づく移動制限区域の指定を受けた地域に所在する鶏舎を有する農場（移動制限農場）の場合は、都道府県知事により当該移動制限が解除された日から保険の効力が発生するものとする。

(2) 新規加入農場（前保険契約に加入していない農場）

令和6年10月1日から新たに加加入する農場の場合、都道府県知事により当該都道府県内のすべての移動制限区域の指定が解除された日から保険の効力が発生するものとする。

3. 加入手続きと保険料の返還

対象農場が加入する場合は、2. の保険の効力発生日にかかわらず、取扱要領6（加入手続き）に従って令和6年9月6日（金）までに協会へ加入申し込みを行うものとし、取扱要領15（加入料）に定められた加入料を令和6年9月13日（金）までに協会へ振り込むものとする。

ただし、保険期間中に都道府県知事による経営再開許可や移動制限の解除が行われず保険の効力が発生しなかった農場に対しては、保険期間終了後、保険会社は当該農場分の保険料を全額返還するものとする。ただし、返還する保険料には経過期間の利子を付さないものとする。

以上